金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議

告

(案)

報

令和6年1月

目 次

| 1 | はし | じめに ・ | • • | • • | • • | • • | • | • • | • | • | • • | • | • | • | • • | • | • | • | • • | • | • • | • | • | • | • | • • | • | • | • • | • | • | • | 3 |
|---|-------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|---|-----|---|-------|---|-----|---|-------|---|-----|---|-----|---|-------|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|----|
| 2 | 検診 | 付の経過 | | • • | | | • | | • | | | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | • | • | | • | • | • • | • | • | • | 3 |
| | (1) 宿 | 白税の導入 写泊税導入 写泊税導入 | の経 | 緯 | | | | • | • | | • • | • | • | • | • • | • | • | • | • • | • | | • | • | • | • | • • | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 4 | | 自施設の状 | | | | | | | • | | | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | • | • | • • | • | • | | • | • | | 7 |
| 5 | 宿泊 | 白税条例の | 施行 | の状 | 況 | | • | | • | | | • | • | | | • | • | • | | • | | • | • | • | • | | • | • | | • | • | • | 10 |
| | (1) 宿 | 冒泊税の概 | 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 納税義務 | 者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 徴収方法 | : | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 税率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) | 特別徴収 | 事務 | 交付 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 諄 | 果税状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 登録施設 | 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 調定額・ | 収入 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 3 | 税率ごとの宿泊数の割合 |
|-----|---|
| (3) | 税収の使途 |
| 1 | 方向性 |
| 2 | 使途の内訳(決算額) |
| 6 検 | 討結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 |
| (1) | 税制 |
| 1 | 税率・税額 |
| 2 | 課税免除 |
| 3 | 申告・納入 |
| 4 | 見直しの時期 |
| (2) | 税収の使途 |
| 1 | 使途の方向性 |
| 2 | 使途の周知 |
| (3) | 特別徴収事務交付金 |
| (4) | 広報物の多言語化 |
| (5) | 長期的な宿泊税の制度の検討に向けて |
| 7 委 | 員 ···································· |
| 参考資 | 料 宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果 |

1 はじめに

金沢市では、平成31年4月に宿泊税を導入し、5年目を迎えている。その根拠となる金沢市宿泊税条例(以下「条例」という。)は、附則第7項において、「市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。金沢市は、この規定に基づく検討を行うため、令和5年6月に学識経験者及び経済関係団体や宿泊業関係団体の代表者により構成する金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議を設置した。

調査検討会議では、宿泊税を導入している他の地方自治体の状況、令和4年度に実施した金沢市宿泊税条例施行後の状況に 関する調査の結果を踏まえつつ、税制や税収の使途等について議論を行い、この報告書を取りまとめた。

2 検討の経過

- 令和5年7月5日(水) 第1回調査検討会議
 - I 報告事項
 - i 金沢市宿泊税施行後の状況
 - ii 令和4年度実施 宿泊税施行状況に関する調査結果
 - iii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見
 - Ⅱ 意見交換
 - i 税制について
 - 税額・税率
 - 課税免除

- 申告・納入
- ii 使途について
 - ・ 使途とその周知
 - ・ 特別徴収義務者への交付金
- iii その他
- Ⅲ 今後の進め方
- 令和5年8月3日(木) 第2回調査検討会議
 - I 報告事項
 - ・ 第1回検討会議での主な意見と対応方針
 - Ⅱ 意見交換
 - i 税制について
 - ・ 宿泊税導入自治体の税率設定の考え方及び制度見直しの検討状況
 - ・ 税率の検討
 - ii 使途の周知について
- 令和5年9月5日(火)から同年10月10日(火)まで 宿泊事業者に対する意見調査を実施

- 令和5年12月19日(火) 第3回調査検討会議
 - I 報告事項
 - i 第2回検討会議での主な意見と対応方針
 - ii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見
 - iii 宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果
 - Ⅱ 意見交換
 - ・ 税率等の検討
 - Ⅲ 今後の進め方
- 令和6年1月23日(火) 第4回調査検討会議
 - I 報告事項
 - i 第3回検討会議での主な意見と方向性
 - ii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見
 - Ⅱ 意見交換
 - 報告書(案)

3 宿泊税の導入とその後の社会情勢

(1) 宿泊税導入の経緯

金沢市では、平成27年(2015年)3月の北陸新幹線金沢開業により、まちに活気や賑わいなどの効果がもたらされる一方で、一部の地域では市民生活への影響も見受けられた。そこで、新幹線開業が金沢市に及ぼしている影響について検証し、プラスの効果については拡大を図り、マイナスの影響については解決に向けた施策を検討することを目的として、平成29年に「北陸新幹線開業による影響検証会議」が設置された。金沢市は、同年11月にこの会議の検証結果として、宿泊税の導入に関して次のとおり提言を受けた。

今後の課題として、金沢市が持続可能な観光振興を図るためには、市民生活への影響を緩和し、観光に対する市民の理解を深めていくことが大切である。

観光の振興が、住む人、訪れる人の双方にとって、魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築するためにも、宿泊税の 導入については、全ての宿泊施設利用者を対象とする京都市の制度を基本に、住宅宿泊事業法に基づく民泊への対応と併 せ、早急に検討する必要がある。

また、金沢市は、この会議と並行して、庁内に宿泊税検討プロジェクトを立ち上げ、宿泊客受入環境に関する調査、宿泊 事業者団体への説明や要望の聴取、宿泊事業者への説明会の開催、パブリックコメント等の手続を経て、平成31年4月に宿 泊税を導入した。

(2) 宿泊税導入後の社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度の金沢市内の宿泊施設への宿泊者数が大幅に減少し、 これに伴い宿泊税の税収も減収となったが、その後の行動制限の緩和等により宿泊者数は回復してきており、令和5年度の 宿泊税の税収は過去最高を見込んでいる。また、令和6年(2024年)3月には北陸新幹線の敦賀延伸が予定されており、関西圏や中京圏との時間的距離が短縮され、インバウンドの回復も相まってさらなる交流人口の増加が見込まれることから、オーバーツーリズムへの対策を進める必要がある。

なお、令和6年1月1日の能登半島地震により、石川県では能登地方を中心に甚大な被害に見舞われ、金沢市内での宿泊の状況にも影響を及ぼすおそれはあるが、現時点ではその程度は不透明であり、今後の動向を見極めていく必要がある。

4 宿泊施設の状況

金沢市経済局観光政策課が毎年取りまとめている金沢市観光調査結果報告書によれば、金沢市内の宿泊施設の施設数、宿泊者数、稼働率等の状況は次のとおりである。施設数は、平成27年(2015年)の北陸新幹線金沢開業後にいずれも大きく増加しているが、コロナ禍の影響を受け、令和2年から令和3年にかけて大きく落ち込み、令和4年はその回復途上にあると思われる。なお、金沢市観光調査結果報告書のデータは、当該年の12月時点のもの又は暦年によるものであり、年度単位で集計している宿泊税の課税に関するデータに直接結び付くものではない。

i 施設数·客室数·収容数

| E /\ | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | (2014) | (2015) | (2016) | (2017) | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) | (2022) |
| 施設数 (軒) | 112 | 119 | 155 | 201 | 254 | 345 | 407 | 412 | 411 |
| 客室数 (室) | 8, 637 | 8, 838 | 8, 983 | 9, 257 | 9, 851 | 11, 834 | 12, 639 | 13, 543 | 13, 778 |
| 収容数 (人) | 14, 950 | 15, 354 | 15, 907 | 16, 602 | 18, 078 | 22, 168 | 25, 038 | 26, 770 | 27, 447 |

ii 種類別施設数・客室数・収容数〔令和4年(2022年)〕

| 種類 | 施設数 | (軒) | 客室数 | (室) | 収容数(人) | | |
|-----------|-----|--------|---------|--------|---------|--------|--|
| 性 規 | 施設数 | 構成比 | 客室数 | 構成比 | 収容数 | 構成比 | |
| 都市ホテル | 8 | 1.9% | 1, 309 | 9.5% | 2, 436 | 8.9% | |
| ビジネスホテル | 79 | 19. 2% | 11, 010 | 79.9% | 20, 083 | 73. 2% | |
| 旅館 (湯涌除く) | 37 | 9.0% | 437 | 3.2% | 1, 296 | 4. 7% | |
| 湯 涌 旅 館 | 9 | 2.2% | 122 | 0.9% | 461 | 1. 7% | |
| 簡 易 宿 所 | 278 | 67.6% | 900 | 6.5% | 3, 171 | 11.6% | |
| 合 計 | 411 | 100.0% | 13, 778 | 100.0% | 27, 447 | 100.0% | |

iii 宿泊者数

| マハ | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区分 | (2014年) | (2015年) | (2016年) | (2017年) | (2018年) | (2019年) | (2020年) | (2021年) | (2022年) |
| 宿泊者数 (人) | 2, 749, 577 | 2, 905, 204 | 3, 084, 854 | 3, 193, 504 | 3, 305, 090 | 3, 431, 493 | 2, 007, 605 | 1, 845, 443 | 2, 640, 232 |

iv 稼働率

| 種類 | H26年 (2014年) | H27年 (2015年) | H28年 (2016年) | H29年 (2017年) | H30年 (2018年) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一般旅館 | 20.0% | 28.9% | 26.0% | 28.6% | 18.6% |
| 温泉旅館 | 29.4% | 33.4% | 34.5% | 35.0% | 36. 9% |
| 料 亭 旅 館 | 5. 5% | 7.7% | 8.5% | 5. 7% | 5. 5% |
| 都市ホテル | 60.8% | 72.4% | 74.5% | 73.6% | 73. 1% |
| ビジネスホテル | 59. 7% | 55. 1% | 59. 1% | 59.9% | 60.5% |
| 民宿ペンション | 15. 9% | 15.9% | 8.1% | 7.7% | 4.2% |
| 公 的 施 設 | 19.5% | 18.2% | 17.5% | 21.0% | 20.8% |
| 全 体 | 52.3% | 52.2% | 54.5% | 53. 7% | 51.8% |

| 種類 | R1年 (2019年) | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 都市ホテル | 64. 2% | 31.1% | 28.0% | 46.9% |
| ビジネスホテル | 51.9% | 27.4% | 22.3% | 29.7% |
| 旅館 (湯涌除く) | 17. 3% | 8.8% | 7.7% | 11.2% |
| 湯 涌 旅 館 | 38.4% | 32.7% | 30.3% | 33.4% |
| 簡 易 宿 所 | 11.6% | 3.2% | 1.4% | 1.9% |
| 合 計 | 45. 2% | 23.4% | 19.4% | 27. 2% |

[※] 令和元年から宿泊施設の種類の区分が変更されている。

5 宿泊税条例の施行の状況

(1) 宿泊税の概要

① 目的

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入した。

② 納税義務者

次の施設への宿泊者

- ・ 旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所
- ・ 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅

③ 徴収方法

特別徴収(宿泊事業者が宿泊料金と合わせて徴収し、市へ納入)

4 税率

| 宿泊料金(1人1泊当たり) | 税率 | 備考 |
|---------------|------|--------------|
| 20,000円未満 | 200円 | 免税点や課税免除の制度は |
| 20,000円以上 | 500円 | 設けていない。 |

5 特別徴収事務交付金

特別徴収義務者の事務負担に鑑み、制度の円滑な運営を図るため、毎年度6月と12月に、期限までに申告納入された納入金の額の2.5%を交付金として交付している。なお、導入時の特例措置として、令和5年3月までの申告納入分については、次のAとBの合算額としている。

A:納期限までに納入された納入金の額の3.0%

B:期限内申告納入1月につき1,000円

(2) 課税状況

① 登録施設数

(年度末時点 単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| | (2019年度) | (2020年度) | (2021年度) | (2022年度) |
| ホテル | 83 | 88 | 94 | 99 |
| 旅館 | 45 | 48 | 48 | 50 |
| 簡易宿所 | 205 | 271 | 275 | 283 |
| 住宅宿泊事業 | 24 | 35 | 31 | 30 |
| 計 | 357 | 442 | 448 | 462 |

② 調定額・収入額

| 区分 | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 調定額 | 769, 784 | 430, 279 | 503, 686 | 771, 859 |
| 収入額 | 768, 917 | 423, 814 | 490, 895 | 782, 286 |

[※] 調定額は現年度分のみ、収入額は滞納繰越分を含む。

③ 税率ごとの宿泊数の割合

| 区 分 | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和 4 年度 (2022年度) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 200円 | 98.8% | 98. 2% | 98. 7% | 98.6% |
| 500円 | 1.2% | 1.8% | 1.3% | 1.4% |

(3) 税収の使途

① 方向性

- ・ まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・ 観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

(単位:千円)

② 使途の内訳(決算額)

| P4. — | | | ` ' | |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 区分 | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) |
| 歴史・伝統・文化の振興 | 331, 856 | 130, 413 | 119, 642 | 217, 271 |
| 観光客の受入れ環境の充実 | 144, 050 | 239, 326 | 127, 832 | 191, 374 |
| 市民生活と調和した | 146, 062 | 116, 815 | 215, 157 | 188, 559 |
| 持続可能な観光の振興 | 140, 002 | 110, 813 | 210, 107 | 100, 559 |
| 徴税経費 | 42, 255 | 41, 954 | 28, 264 | 32, 186 |
| 計 | 664, 223 | 528, 508 | 490, 895 | 629, 390 |

[※] 次年度への繰越等により、各年度の収入額とは一致しない。

6 検討結果

(1) 税制

税率・税額

税率・税額に関しては、宿泊料金に比して税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者への配慮が必要とする 意見の一方、課税の公平性の観点からは免税点の導入よりも低額の税率のほうが望ましいとする意見、さらには宿泊税の 導入からの5年間はコロナ禍により宿泊事業者を取り巻く状況の変化が激しかったことから今後の変動を観察していくこ とが妥当であり、今は見直しを行う時期ではないなどとの意見があった。

(単位:千円)

また、税率の見直しを行う場合には、制度の変更に伴って宿泊事業者に過重な負担を強いることになるのではないかとの懸念から、市内の全宿泊事業者267を対象とした意見調査を行い、約6割に当たる159事業者の回答が得られた(調査結果の詳細については、参考資料として別掲)。調査では、低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減のための手法として、100円の税率の設定、免税点の導入及び定率制への移行の3案について、宿泊事業者の負担と許容の度合いについて尋ねたが、その結果は、次のとおりである。

| 区分 | 100円 | | 免税点 | | 定率制 | |
|--------------------|------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 事務負担は変わらない | 35% | | 25% | | 11% | |
| 事務負担が増加するが許容範囲内である | 27% | 64% | 28% | 69% | 11% | 26% |
| 事務負担は軽減される | 2% | , 1 1 1 1 1 | 16% | | 4% | |
| 事務負担が増加し、許容できない | | 27% | | 18% | | 59% |
| わからない・未回答・無効回答 | | 9% | | 13% | | 15% |

さらに、調査結果と各宿泊施設からの宿泊税の申告の実績、直近1年(令和4年11月から令和5年10月まで)の調定額である955,461,000円を基礎に、制度を見直した場合の影響額、年税額等を試算したところ、次の結果が得られた。

i 100円の税額を設定した場合

| 影響する | | 税収等の見込み | | | |
|-------------|-----|-------------|-------------|------|--|
| 設定ライン宿泊者の割合 | | 影響額 (千円) | 年税額 (千円) | 増減率 | |
| 3,000円未満 | 3% | △14, 817 | 940, 644 | △2% | |
| 4,000円未満 | 8% | △36, 576 | 918, 885 | △4% | |
| 5,000円未満 | 17% | △79, 675 | 875, 787 | △8% | |
| 7,000円未満 | 43% | △200, 072 | 755, 390 | △21% | |
| 10,000円未満 | 74% | △346, 514 | 608, 947 | △36% | |

ii 免税点を設定した場合

| 影響する | | 税収等の見込み | | | |
|----------------------|-------------|-------------|----------|------|--|
| 設定ライン 宿泊者の 割合 | 影響額 (千円) | 年税額 (千円) | 増減率 | | |
| 3,000円未満 | 3% | △29, 633 | 925, 828 | △3% | |
| 4,000円未満 | 8% | △73, 152 | 882, 310 | △8% | |
| 5,000円未満 | 17% | △159, 349 | 796, 112 | △17% | |
| 7,000円未満 | 43% | △400, 143 | 555, 318 | △42% | |
| 10,000円未満 | 74% | △693, 028 | 262, 433 | △73% | |

iii 定率制(税率2%)へ移行した場合

| 税率 | 税収等の見込み | | | |
|----|-------------|-------------|------|--|
| | 影響額 (千円) | 年税額 (千円) | 増減率 | |
| 2% | △142, 720 | 812, 741 | △15% | |

これらの結果を踏まえ、改めて議論したところ、次の理由から免税点を設定し、その金額は5,000円(5,000未満の場合課税を免除する。)が妥当との結論に至った。

- ・ 低価格とみなす範囲が宿泊者の割合で10%台と過大ではないこと。
- ・ 見直し後の年税額が導入時に想定していた7億2,000万円を下回らないこと。
- ・ 意見調査の結果から宿泊事業者の許容の度合いが最も高いこと。

② 課税免除

金沢市では、宿泊目的、例えば修学旅行等での宿泊に対する課税免除の制度を設けていないが、助成制度による修学旅行の誘致の推進と一律の課税による宿泊事業者の負担軽減とを両立させていることなどから、引き続き宿泊目的による課税免除は行わず、現行の制度を維持することが適当である。

③ 申告・納入

宿泊事業者からは、納入書による宿泊税の納入や申告書の作成に苦労しているとの声が上がっていることから、令和5年10月に導入したeLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告と電子納入の利用についての周知を図り、宿泊事業者

の事務的な手続の負担軽減に努める必要がある。

④ 見直しの時期

税制については、上記のとおり、免税点を設定し、その金額は5,000円が妥当との結論に至ったが、その時期については、 宿泊税の導入からの5年間はコロナ禍の影響の大きく、状況の変化の激しかった時期であったことから、今後の推移を観察する必要があること、令和6年能登半島地震の影響を考慮する必要があることなどから、宿泊者数の動向や税収の見通 し等の状況を見極めた上で金沢市において適切な時期を判断するよう求めることとする。

(2) 税収の使途

① 使途の方向性

金沢の歴史、伝統、文化などの固有の魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために、宿泊税をどのように活用するかが重要となる。宿泊税導入時に掲げた使途の3つの方向性(9ページ参照)は、この目的に見合ったものであり、引き続き維持することが適当である。特に、「まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化」については、先人達が大切に守り、磨き高めてきた金沢のまちの個性であり、次代へ継承すべき財産でもあることから、この方針を貫くべきであり、観光振興の視点よりも、金沢を訪れた方に歴史や文化に触れてもらうことを念頭に置いて考えるべきではないか。また、宿泊者や宿泊事業者の理解を得るためにも、既存の取組には活用せず、条例施行後の新たな取組(新規事業や既存事業を拡充する事業)に活用する方針を継続すべきである。

具体の使途としては、受益の範囲が幅広く地域全体の価値を高める事業、金沢で宿泊された方が恩恵を感じられる施策 に優先して活用すべきであり、そのことが満足度の向上とリピーターの増加につながっていく。特に、ここ数年で市内の 宿泊施設の施設数、客室数及び収容数は大きく増加しており、これらがフルに稼働した場合、観光客の集中にとどまらず、 市民生活への影響も懸念されることから、早急な対策が求められる。交通混雑の緩和や公共交通の充実、歩けるまちづくりの推進、観光客の分散などの幅広い取組を効果的に組み合わせて成果を挙げることを期待したい。インバウンド対策も大きな課題であり、外国語への対応の幅を広げることで、都市像に掲げる「世界の人々が憧れ滞在したくなる都市ブランド力の向上」にもつながるものと考える。

一方で、法定外目的税でありながら、一般財源の中に含めて取り扱われていることから、宿泊者や宿泊事業者の理解が得られにくくなっている。北陸新幹線の敦賀延伸を控え、地域挙げてのプロモーション活動の成果により来街者の増加が見込まれる中、その受入れ環境の整備や市民生活への影響の緩和は金沢市政の大きな課題である。そのような対策に充てる財政需要から宿泊税の所要額を算定することも検討の余地がある。また、観光客の受入れ環境の充実を図る施策の中には、受益の範囲が限定されるものが散見されることから、今一度考え方を整理することを求めたい。

② 使途の周知

宿泊税は、法定外目的税としてその目的に沿って活用されるが、納税する宿泊者にそのことが十分に伝わっていない。 負担者(宿泊者・宿泊事業者)と受益者(宿泊者・宿泊事業者・市民)のそれぞれの理解を得るためにも、使途を分かり やすく公表することが不可欠である。

金沢市では、これまで毎年度の当初予算に合わせて予算における使途を公表していたが、決算における使途が判然としていない。令和5年度中にこれまでの各年度の使途を取りまとめた資料を作成するとのことだが、今後も毎年度継続して同様の資料を作成し、広く公表することを求めたい。

(3) 特別徵収事務交付金

宿泊税の円滑な徴収と納入は、納税者である宿泊者からの特別徴収事務を担う宿泊事業者の事務負担により実現されているものであり、その負担を鑑みれば、特別徴収事務交付金を交付することは妥当なものと思われる。

税制の見直しに伴い、宿泊事業者のシステム変更などの新たな負担も想定されることから、宿泊税の導入からの5年間と している特例措置の延長について、検討を求めたい。

(4) 広報物の多言語化

金沢市が宿泊事業者に対して配付している宿泊税の周知を目的としたチラシには、日本語のほか、外国からの来訪者等に向けて、英語、中国語(簡体字・繁体字)及び韓国語による表記がなされている。令和4年10月に実施した宿泊事業者を対象としたアンケートにおいて、宿泊税の周知について今後必要な取組について自由回答で意見を求めたところ、「多言語に対応した広報物を作成して配布してほしい」との回答が17件あった。そこで、令和5年9月から10月にかけて実施した宿泊事業者を対象とした意見調査で必要となる言語について再度意見を求めたところ、必要性の高い言語があるとの回答の45件の中で、複数回答で次の4か国語の割合が20%を超えていたことから、これらの言語に対応したチラシ等の作成について今後の検討を求めたい。

| フランス語 | 82% | イタリア語 | 60% |
|-------|-----|-------|-----|
| スペイン語 | 56% | ドイツ語 | 49% |

(5) 長期的な宿泊税の制度の検討に向けて

この調査検討会議での議論では、宿泊料金に比して税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者への配慮のほか、こうした施設では市外の宿泊施設との競争条件による影響が大きいと懸念されることも考慮して今回の結論に至った。金沢

市の宿泊税の導入当初の「課税の公平性の観点から、宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、免税点を設けずに全ての宿泊客に広く負担を求める」とは、本来は宿泊客に一律負担してもらうのが望ましいという考え方であり、宿泊税を導入している地方自治体8団体(金沢市を除く。)のうち6団体に共通するものであるが、今回の検討結果は、免税点の部分以外はこれを否定するものではなく、宿泊者の課税の公平性の観点からは課題が残るものの、低価格帯の宿泊料金の宿泊事業者に対する競争への配慮によりもたらされたものである。

令和5年10月26日に東京都税制調査会が公表した報告書では、今後の東京都の宿泊税の在り方について、「宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当」、「公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと」といった幅広い議論がなされており、今後の動向が注視される。

金沢市においても、条例で5年ごとの制度の検討が定められており、このような他の地方自治体の動向や金沢市内の宿泊施設を取り巻く状況の変化を見据えつつ、今後改めて検討することを要望する。

7 委員

座 長 佐無田 金沢大学教授 光 庄 田 金沢ホテル懇話会 会長 正. 一 温井 伸 金沢商工会議所 副会頭 浜 崎 明 金沢経済同友会 代表幹事 英 水 野 金沢工業大学教授 ─ 郎

(五十音順)